

件名

最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社  
社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与  
等に係る健全性の状況を表示する基準を次のように定める。

令和 年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

（最終指定親会社に係る同一人に対する信用の供与等の基準）

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社

（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が当該最終指定親会社及び

その子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。）の経営の健全性を判断するための

基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準は、最終指定親会社又はその子会社

等（当該最終指定親会社の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。第三条において同

じ。）その他の当該最終指定親会社と特殊の関係のある者をいう。次条及び第三条第四項第一号ロを除き

、以下同じ。)の同一人(当該同一人と特殊の関係のある者を含む。以下同じ。)に対する信用の供与等の額について、次の各号に掲げる信用の供与等の区分ごとに、合算して、当該最終指定親会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に当該各号に定める率を乗じて得た額(以下「最終指定親会社に係る信用供与等限度額」という。)以下とする。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他やむを得ない理由がある場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 同一人に対する信用の供与等(次号に掲げる信用の供与等を除く。) 百分の二十五
- 二 当該最終指定親会社が、金融庁長官が指定する最終指定親会社である場合における金融安定理事会の名において公表が行われたグローバルなシステム上重要な銀行のリストに記載されている者並びにその合算子法人等(第三条第二項に規定する合算子法人等をいう。)及び合算関連法人等(同条第四項に規定する合算関連法人等をいう。)に対する信用の供与等 百分の十五

2 前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他次に掲げるものに対する信用の供与等

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人  
ロ 特別の法律により設立された法人（イに該当する法人を除く。）で国、イに掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

ハ 日本銀行

ニ 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で次に掲げるもの

(1) 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）第二十二條第一項各号の表に規定するリスク・ウェイトが零パーセントである信用リスク区分に係る同項の格付又はカントリー・リスク・スコアが付与された外国政府及び外国の中央銀行

(2) 連結自己資本規制比率告示第二十三条及び第二十六条第三項の規定により、向けられたエクスポージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの

二 信用の供与等を行う最終指定親会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等

3 第一項の場合において、最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなったときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該最終指定親会社の信用の供与等の額とみなす。

4 いかなる名義をもってするかを問わず、又はいかなる方法をもってするかを問わず、最終指定親会社又はその子会社等が第一項本文の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、最終指定親会社又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、同項本文の規定を適用する。

(当該最終指定親会社と特殊の関係のある者)

第二条 前条第一項本文の「当該最終指定親会社と特殊の関係のある者」とは、当該最終指定親会社の子会

社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいい、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第四条第六項第十号において同じ。））、少額短期保険業者（同法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）及び保険業（同法第二条第一項に規定する保険業をいう。第四条第六項第十八号において同じ。）を営む外国の会社並びにこれらの子会社等（令第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。）を除く。）をいう。

（当該同一人と特殊の関係のある者）

第三条 第一条第一項本文の「当該同一人と特殊の関係のある者」とは、同項本文に規定する同一人（同項本文に規定する当該同一人と特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該最終指定親会社の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該最終指定親会社並びにその合算子法人等及び合算関連法人等を除く。以下「受信合算対象者」という。）をいう。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）及び会社である同一人自身又は当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第三項第一号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）

ハ ロに掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）

ニ 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。へ及び次号において同じ。）であって、当該同一人自身の

総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）

を保有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

へ 会社以外の者であつて、ロに掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

ト ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該同一人自身及びイからへまでに掲げる者に該当するものを除く。）

チ トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ 当該同一人自身又は次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）及びホ又はへに掲げる者（へに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当す

るものを除く。)

(1) 当該同一人自身の子会社

(2) 当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4) ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該

同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）

2 前項の「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号において「意思決定機関」という。）を支配している法人等（次のいずれかに該当する法人等（以下この条において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

イ 連結財務諸表提出会社

ロ 法第五十七条の十六の規定により書類を作成しなければならない最終指定親会社その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（イに掲げる者を除く。）

ハ 連結財務諸表規則又はロの法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（イ及びロに掲げる者を除く。）

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）

。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 前項第一号の「他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号において「意思決定機関」という。）を支配している法人等」とは、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 前項第一号イに掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができる）とされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正

国際基準に従うことができる」とされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる」とされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この号において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この号において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号に定める者に類する者

4 第一項の「合算関連法人等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 前項第一号に掲げる場合 受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいい、受信合算対象者にあつては、次に掲げる者を除く。）

イ 金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者

ロ 他の法人等の子会社又は子会社等（令第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいい、子会社に該当するものを除く。）（イに掲げる者を除く。）

ハ 受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う最終指定親会社又はその子会社等の連結自己資本規制比率告示第二条第二号の算式におけるTier1資本の額の百分の五に満たない者（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 同一人自身の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（イからハまでに掲げる者を除く。）

二 前項第二号に掲げる場合 前号に定める者に類する者

5 法第二十九条の四第五項（第二号を除く。）の規定は、第一項及び第二項の議決権の割合を算定する場

合について準用する。

6 第一項第一号りに掲げる会社及び同項第二号口に掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

(信用の供与等の額の計算方法)

第四条 第一条及び前条第四項第一号ハの「信用の供与等」とは、金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。以下同じ。）にあつては次に掲げるものをいい、金融商品取引業者以外の者にあつてはこれらに相当するものをいう。

一 貸付金（貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるものをいい、第五号イに掲げるものに係るものを除く。）

イ 信用取引資産勘定のうち信用取引貸付金勘定

ロ 短期貸付金勘定

ハ 投資その他の資産勘定のうち長期貸付金勘定

- 二 債務の保証（連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表に計上されるものを除く。）をいう。）
- 三 出資（貸借対照表の投資その他の資産勘定のうち出資金勘定に計上されるものをいう。）
- 四 貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの（次号イ及びハに掲げるものに係るものを除く。）
  - イ 現金・預金勘定（預金に係るものに限る。）
  - ロ 預託金勘定のうちその他の預託金勘定
  - ハ トレーディング商品勘定
  - ニ 信用取引資産勘定のうち信用取引借証券担保金勘定
  - ホ 立替金勘定
  - ヘ 募集等払込金勘定
  - ト 短期差入保証金勘定
  - チ 支払差金勘定
  - リ その他の流動資産勘定（リース投資資産に係るものに限る。）

又 投資その他の資産勘定のうち次に掲げる勘定

- (1) 投資有価証券勘定
- (2) 長期差入保証金勘定
- (3) その他勘定（リース投資資産に係るものに限る。）

五 次に掲げるもの

イ 連結自己資本規制比率告示第一条第十一号に規定するレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引

ロ 連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（第二号に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）

ハ 連結自己資本規制比率告示第四十六条第一項本文に規定する派生商品取引（第五項第六号へにおいて「派生商品取引」という。）及び連結自己資本規制比率告示第四十六条第二項に規定する長期決済期間取引

二 連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の四第三項各号に掲げるもの

- 2 前項第二号、第四号及び第五号の規定は、金融商品取引業者の清算機関（金融商品取引業者（当該金融商品取引業者以外の金融商品取引業者を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）又はこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（前項に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）であつて、清算機関が行う業務（法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等又は外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの及び連結自己資本規制比率告示第十条第三項第三号に掲げるものについては、適用しない。
- 3 一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間接的信用供与等」という。）のうち、受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投

資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券をいう。)に係る取引又は証券化取引(連結自己資本規制比率告示第一条第二号に規定する証券化取引をいう。)に係る取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引(以下この項において「個別資産等」という。)に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、若しくは算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が第一条第一項本文の自己資本の純合計額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不相当であると金融庁長官が認める場合は、この限りでない。

一 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等(この項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。)の額の割合を個別資産等の価額に乗じた額について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当

該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産等の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

4 次の各号に掲げる信用の供与等の額は、当該各号に定める方法により計上され、又は算出される額とす

る。

一 トレーディング勘定（連結自己資本規制比率告示第十一条の二に規定するトレーディング勘定をいう。）に係るもの（前項の規定により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものを除く。） 連結自己資本規制比率告示第六章第三節第三款（第二百六十七条第六号を除く。）に定める方法に準じて次に定めるところにより算出する方法

イ 連結自己資本規制比率告示第二百六十六条第一項第六号の規定にかかわらず、ネットの「FD」リスク・ポジションにリスク・ウェイトを乗じないものとする。

ロ 連結自己資本規制比率告示第二百六十七条第三号の規定にかかわらず、同条第一号の算式中「FD」は百パーセントとする。

ハ 「FD」が正の値をとるもののみを算出の対象とするものとする。

二 第一項第二号に掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項及び第三項に定める方法

三 第一項第五号イに掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款に定める方法

四 第一項第五号ロに掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第四十五条に定める方法

五 第一項第五号ハに掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第四十七条に定める方法

六 第一項第五号ニに掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の四に定める方法

5 金融商品取引業者の同一人に対する信用の供与等の額（第八項において「単体信用供与等総額」という

。）は、同一人に係る前各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（銀行等に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 第一項第一号に規定する貸付金に係る次に掲げる額の合計額

イ 国債又は地方債を担保とする貸付金の額のうち当該担保の額

ロ 貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるものの額のうち当該貸付金に対して計上される額

(1) 貸倒引当金勘定

(2) 投資その他の資産勘定のうち貸倒引当金勘定

ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第四十四条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に

規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場

合に同法第四十四条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によって当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る同項に規定する普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第五十一条第二項各号のいずれかに該当する事由によって当該債権の同項に規定する貸付金等を回収することができないことにより受ける損失に係る同項に規定する貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸付金の額のうち当該担保の額又は同法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸付金の額のうち当該保険金額

二 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決済に係る本邦通貨による貸付金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸付金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険

の付されているものの額のうち当該保険金額

二 第一項第二号に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額

ロ 銀行その他の金融機関が支払人となっている手形の引受け又は裏書きの額

ハ 国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額

ニ 輸入取引に伴ってされる保証又は手形の引受けの額

ホ 貿易保険法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該  
保険金額

三 第一項第三号に規定する出資又は同項第四号ロ若しくは又(1)に掲げる勘定に計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 第一項第四号又(1)に掲げる勘定に計上される社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社  
日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

五 第一項第四号及び第五号に掲げるものに係る国債又は地方債を担保とするものうち当該担保の額の

合計額

六 金融商品取引業者の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額

イ 現金を担保とするものうち当該担保の額

ロ 第一条第二項第一号イ又はロに掲げる法人が債務の保証を行うものうち当該債務の保証の額

ハ 第一条第二項第一号イ又はロに掲げる法人が発行する債券を担保とするものうち当該担保の額

ニ 第一条第二項第一号ニ(1)又は(2)に掲げるものが債務の保証を行うものうち当該債務の保証の額

ホ 第一条第二項第一号ニ(1)又は(2)に掲げるものが発行する債券を担保とするものうち当該担保の額

ヘ 第一項第四号トに掲げる勘定に計上されるもの及び同項第五号に掲げるものに係る信用の供与等の

額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構

築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

6 前項の「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行

- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）
- 八 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）

ものに限る。)

九 農林中央金庫

十 保険会社

十一 法第二条第三十項に規定する証券金融会社

十二 法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者

十三 法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業者

十四 法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者

十五 法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

十六 短資業者(貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件(昭和五十八年

大蔵省告示第二百二十四号)に掲げる者をいう。)

十七 外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。)を営む者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)

十八 外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者(第十号に掲げる者を除く。)

十九 外国の法令に準拠して外国において第十一号から第十五号までに掲げる者の業務を行う者

二十 外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

7 前二項の規定は、最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額の計算方法について準用する。この場合において、第五項第六号中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式において調整項目の額とされる額」と読み替えるものとする。

8 最終指定親会社が、連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）を算出する場合において、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この項において同じ。）を適用するときは、前三項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る第一項から第四項までの規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の

供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

一 担保として提供される現金

二 地方公共団体が債務の保証をした貸付金に係る当該債務の保証

9 最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、当該最終指定親会社又はその子会社等それぞれについて、第七項において準用する第五項及び第六項又は銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額の合計額（当該最終指定親会社が当該同一人に対してする第一項第三号に規定する出資の額を除く。）から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。

10 前項の「調整対象額」とは、当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち当該最終指定親会社又は他の子会社等が保証している額その他次に掲げる額をいう。

- 一 当該最終指定親会社とする資金の貸付けの額のうち当該最終指定親会社の子会社等が保証している額
- 二 その他前号に準ずる額

(自己資本の純合計額)

第五条 第一条第一項本文の「自己資本の純合計額」とは、連結普通株式等Tier1資本の額（連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。次項において同じ。）及び連結その他Tier1資本の額（連結自己資本規制比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次項において同じ。）の合計額（次項において「調整自己資本額」という。）をいう。

2 最終指定親会社の子会社等に令第十五条の十六の二第三項に規定する関連会社等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連会社等を除いて算出した連結普通株式等Tier1資本の額及び連結その他Tier1資本の額の合計額とする。

(やむを得ない理由等)

第六条 第一条第一項ただし書の「やむを得ない理由」とは、次に掲げる理由をいう。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項において「債務者等」という。）の事業（第三号に規定する事業を除く。以下この号及び次号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該最終指定親会社又はその子会社等が当該債務者等に対して合算して最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該最終指定親会社が新たに子会社等を有することとなることにより、当該最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を最終指定親会社に係る信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業を行つている債務者等に対して、当該最終指定親会社又はその子会社等が合算して最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなること。

五 当該最終指定親会社又はその子会社等の資本金の減少により一時的に第一条第一項本文の自己資本の純合計額が減少すること（増資等により最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。）。

六 その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

2 最終指定親会社は、第一条第一項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。

一 理由書

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

附 則

（適用時期）

1 この告示は、令和 年 月 日から適用する。

(経過措置)

2 第四条第一項第四号及び第五号の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。